

# 令和4年4月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日（月） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第4号 合意解約等について

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第17号 非農地証明について

第6 議案第18号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第7 議案第19号 最適化活動の目標設定について

## ○事務局

おはようございます。

まず開会の前に、4月1日付けで人事異動がありまして、事務局の構成が変わりましたので紹介いたします。

事務局長代理兼農地振興係長の徳永に代わり、水道課から吉内昌昭が配属になっております。

また、中途退職した吉元の代わりに、財産監理課から長田唯人が配属になっております。

新体制で頑張っていきますので、今後ともよろしく願いいたします。

それと、県の農業会議のほうから、農業委員の永年勤続の表彰がありましたので御紹介したいと思います。日高仙三委員が、平成17年から6期目に入っており、その表彰がありました。

表彰状の受け渡しをお願いしたいと思います。

## ○会長

表彰状。西之表市、日高仙三殿あなたは永年にわたり、農業委員会の委員として、その職務に尽力され、農業、農村を守り、その健全な発展に寄与されました。

よって、その功績を称え、ここに表彰します。

今局長のほうから、紹介ありましたけれども、平成17年度から現在6期目で17年目でございます。

よって、表彰いたします。令和4年2月1日、一般社団法人鹿児島県農業会議会長 上入来 幸一。どうもお疲れさまでした。

## ○事務局

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから、令和4年4月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、会長に御挨拶いただき、そのあと、議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはようございます。

令和4年4月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

新年度を迎えまして、今、事務局長のほうから紹介がありましたけれども、事務局におきましては、4月の人事異動で、事務局長代理兼農地振興係長に、水道課のほうから、吉内昌昭係長、また、財産監理課のほうから、長田唯人主事が転入をしてまいりました。

新しい事務局体制のもと、皆さんの御支援をいただきながら、農業委員会一丸となって、農地利用の最適化に邁進し、多様な担い手の活躍できる、体制づくりや、地域農業の発展に努めたいと考えております。

引き続き、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

また今年度は、10月6日から10日にかけてまして、全国の和牛、能力共進会が、鹿児島県で行われます。これに伴いまして、例年より3か月以上早く、先週の21日、市の共進会が行われました。

今後の予定としては、5月10日に熊毛の一次予選、8月5日に二次予選、8月

28、29日で県の最終予選が行われます。そして10月に本戦となっているようです。畜産農家の頑張りに期待をしているところでございます。

また、新型コロナもなかなか収まらないところで、本当は、本日、歓送迎会をやりたいところだったんですけども、本年も、出来ないということで、やらない方向でいきたいと思っております。今後とも、手洗い、うがい、マスク着用など、感染予防にも十分注意をしていただきたいと思います。

それでは、本日、議事運営がスムーズに行われますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

#### ○議長

本日の会議を開催いたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

7番深田委員、8番杉委員を指名いたします。

#### ○議長

続きまして日程第2、報告第4号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

#### ○事務局

おはようございます。事務局の4月から配属しました長田が説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第2、報告第4号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページと2ページとなっております。

今月の合意解約は、1番から8番の8件で、現況地目畑、22筆、67,010平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。続きまして日程第3、議案第15号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### ○事務局

続きまして、日程第3、議案第15号「農地法第3条の規定による許可について」御説明いたします。

資料は3ページになります。

今月は賃借権設定2件の申請がありました。

1番です。国上桜園地区です。現況地目畑の2筆で、現況面積1,511平米を、使用貸借により5年間借り受けるものです。

続きまして2番です。中割生姜山地区です。現況地目畑の1筆で、1筆で現況面積2,300平米を、賃貸借により5年間借り受けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いいたします。まず、番号1について、3番委員、お願いいた

します。

### ○3番委員

3番委員です。整理番号1番について報告します。

4月23日、午前8時30分、借り人、担当推進委員立会いのもと、現地調査をいたしました。

現地は、桜園公民館から約200メートル東に行ったところで、道路脇にありました。

貸し人は、現在、仕事も定年されて、仕事はしておりません。

最近まで、年2回ほど農地を、荒らさないために、知人に頼んで、ロータリー耕耘をしておりました。

借り人は、団体職員で働いておりますが、将来のことを見据えて、農地を探していたそうです。

休日等に農作業をしているそうです。

農機具もそろっていますし、将来、もっと規模拡大していくような感じでした。

貸し人とも直接確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしく申し上げます。

### ○議長

ありがとうございました。続いて整理番号2を11番委員、お願いいたします。

### ○11番委員

11番です。整理番号2番について説明します。

23日午後、借り人と、担当推進委員の3名で、現地調査をしました。

貸し人とは、電話で確認をいたしました。

申請地は、中割の生姜山の山林の中の一部の1筆でカヤ等が生えておりました。

再生事業は利用出来ないため、「自力でここを再生する」とのことでした。

貸し人は下西に住む土地持ち非農家です。

借り人は、中割に居住し、有機農法での規模拡大をしております。

申請地の周りにも、農地を借りておまして、現在安納イモの作付け中でした。

申請地にも安納イモを植えたいとのことでした。

機械もそろっているということですので許可相当と思います。審議をお願いいたします。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員、また事務局のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

( 挙手なし )

### ○議長

無いようですので、質疑を終了してこれから議案第15号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

#### ○議長

続きまして日程第4、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

#### ○事務局

説明いたします。今回の人事異動で、水道課から参りました吉内といいます。

異動自体が、ほぼ初めての様な感じですが、分からないことが多々あります。皆さんに御迷惑をかけないよう、頑張っていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお祈りいたします。

それでは、日程第4、議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。

資料は4ページになります。

1番です。榕城本立地区です。

現況地目畑が3筆の面積4,046平米を転用するものです。

申請理由につきましては、事業拡大に伴い、資材置場と、車両置場及びコンクリート資材の製作ヤードを整備したいとのこととあります。

土地の条件につきましては、農振農用地区外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は山林で、住宅、畜舎等の建物や農地はなく、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されております。

資金調達につきましては、残高証明により確認がとれております。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては、11日に現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

#### ○2番委員

2番です。4月11日に合同調査を行いましたので、報告いたします。

合同調査員2名、事務局3名及び、担当委員、推進委員、案内人の8名で調査を実施いたしました。

申請地は榕城校区、本立地区の都市計画区域外の3筆の圃場になります。

申請人は、現和校区の建設業を営む法人でございます。

今回の申請は、建設業の資材置場と車両置場、それと製作ヤードが事業拡大のため手狭になったための申請となっております。

現地は昨年まで、畑のほうはキビを作っており、田んぼのほうでは米をつくっておりました。

写真でちょっと見にくいかもしれませんが、木を伐採しているところまでが、境界となっているとのことでした。

また、面積が3,000平米を超えるので、総会後に、県の農業会議の常設審議

委員会で意見を聞かなければなららいということでした。

申請は、作付け可能な畑と田の転用ですが、申請書類等もそろっており、調査の結果、許可相当という意見の一致を見ております。委員の皆様、御審議よろしくお願いたします。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして、担当委員が私ですので補足程度で説明をしたいと思います。

#### ○4番委員

今、資料にもありますように、車両の置場及びコンクリート資材の製作ヤードということで、

港を借りて製作をしたり、物を送るにしても重量があるので、へこみが出て補修とかいろいろまた後で経費がかかって、その辺の大変さもあるみたいで、今回、資材の製作ヤードということで、申請が上がっております。

以上です。皆さん、審議方よろしくお願いをいたします。

#### ○議長

この件につきまして、皆さんから何か質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

#### ○5番委員

5番ですが、この道が傷むというのは、生コンをミキサー車で運んでも、出来た製品をトラックで運んでも、痛むのではないですか。

#### ○事務局

こちらのほうから説明します。4番委員から説明がありましたように、今現在は、各港湾地区を借り上げて、製作をしているとのこと。そして、製作後に、そのコンクリート製品の養生といいまして、コンクリート製品として使えるまでしばらく置いておかなければいけないとのこと。その重量がかかるために、もし、港湾施設を破損させた場合とかは、自分たちで補修をしなければならないと、例えば西側の港の工事にしても、東側の港を利用したり、その反対の例もあるようです。

そうすると、製作後の運搬とか、それに費用とか時間がかかるということで、今の地区を選定し、東の海岸であっても西の海岸であっても、運搬とか、自分のところでやると、そこを気兼ねなくできるということで、申請があったところです。

以上で説明終わります。

#### ○議長

ほかに。

#### ○11番委員

11番です。もう木を伐採していますが事前着工にならないのですか。

#### ○4番委員

4番です。ここは向こうに見えるところは、前に非農地にしたところです。今の山からこの手前が申請地になります。向こうに見える部分は、全然関係ありません。

このラインから少し、ここは、先月か先々月、非農地証明の申請が出ていて、承認した場所です。今回申請は、非農地証明があった場所から手前のほうです。

○議長

ほかに

( 挙手なし )

○議長

無いようですので、これから議案第16号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、

本案は県農業会議の常設審議委員会に上程することに決定をいたしました。

○議長

続きまして、日程第5、議案第17号「非農地証明について」を議題といたします。議案説明をお願いいたします。

○事務局

日程第四、議案第17号「非農地証明について」を説明いたします。資料は5ページをお開きください。

1番です。安納の峯地区、台帳地目は畑ですが、昭和57年8月頃から耕作せず、現在は、雑種地となっております。交付基準2に基づいた申請であります。

2番です。榕城の城地区です。台帳地目は畑ですが、平成14年頃から耕作せず、現在は山林となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請であります。

3番です。中割の生姜山地区です。台帳地目は畑ですが、平成18年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。この件につきましても、11日に現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。4月11日に、合同調査を行いましたので、報告いたします。

整理番号1について、調査委員2名、事務局3名、担当委員、推進委員、案内人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地は、安納校区の県道から、安納球場へ向かう、人家の途中にあります。

事務局の報告どおり、畑から雑種地になっているということですが、現在通路になっており、またセメントもされているので、交付基準2に該当すると思われ、許可相当という意見で一致いたしました。

続きまして、整理番号2について報告します。申請地は、榕城校区、城地区の農地です。写真のとおり、雑木林になっており、竹が繁茂しておりまして、今後農地

として復旧、活用は無理と判断したところですので、許可相当と意見の一致を見ましたので報告いたします。

整理番号3について報告いたします。この申請地については、調査委員2名、事務局2名、担当委員、推進委員の6名にて、現地調査を行いました。

申請人は当日不在のため、先月の30日に事務局と現地調査を行っております。

申請地は元鴻之峯小学校から、東へ向かう市道の途中にあるあぜ道を、200メートルほど進んだ山林の中の4ヘクタールほど開けた農地にある一部の圃場です。

写真を見ると分かるように、ススキやカヤが2メートルほど伸びていました。遊休農地としては、A判定になる圃場と感じました。しかしながら、周辺には、圃場の作付けされている農地がなく、また圃場までのあぜ道も、一部が崩れたり、ぬかるみがひどく、軽トラでも奥へ行くことが出来ないほど、荒れた状態になっています。

立地条件がとても悪いので、復旧も困難と判断いたしましたので、許可相当と意見の一致を見ました。御審議よろしく申し上げます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。1番委員お願いします。

#### ○1番委員

1番です。先ほど、調査委員長の報告がありました。その通りです。間違いございません。よろしく申し上げます。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。続いて、整理番号2を5番委員お願いします。

#### ○5番委員

5番です。調査委員長の言うとおりの間違いありません。もう大分前、何十年も前からじゃないですかねもう見てのとおり、ニガ竹山です。今まで農地で残っていたのが不思議なようなところでした。

#### ○議長

続きまして整理番号3を11番委員お願いします。

#### ○11番委員

はい。11番です。調査委員長の説明した通りであります。15年間も耕作もせずに、こういう形で残っているということは、非常に便利の悪い農地であったということが証明されると思います。よろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに、調査委員長、担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いをいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第17号「非農地証明について」の採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。



( 全員挙手 )

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第6、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

議案説明の前に、利用権設定整理番号1番が、5番委員が利用権設定を受けるものになっております。農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定によって、5番委員が議事に参与することが出来ません。従いまして、議事の進行上「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の内、利用権設定「整理番号1番」を先に審議し、あと残りを審議したいと考えます。御意見ございません。御異議ございませんでしょうか。

○議長

はい、ありがとうございます。それではまず、議案第18号「農地利用集積計画策定に係る意見について」を全部通して説明をお願いします。

○事務局

説明いたします。日程第6、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、利用権の設定についてです。6ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間、地目、田、面積、4,316平米、利用権を設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間、地目畑、面積、9,478平米、利用権を設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、7ページを、詳細については、8ページから9ページを御覧ください。

続きまして所有権移転について説明いたします。10ページをお開きください。

1段目です。移転の時期は、令和4年5月1日、地目田、面積2,307平米、畑、面積、8,451平米の合計面積10,758平米。所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

2段目です。移転時期は、令和4年6月1日、地目、畑、面積4,270平米、所有権を移転する者1人、受ける者一人です。

内訳については、11ページを、詳細については、12ページから19ページを御覧ください。

続きまして農地中間管理事業分の利用権設定です。まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明します。20ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間、地目畑、面積、82,486平米、利用権の設定をするもの12人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年

間、地目、畑、面積104,706平米、利用権の設定をする者22人、受ける者1人です。

内訳については、21ページ、22ページを、詳細については、23ページから57ページまでを御覧ください。

続きまして、農地振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。資料は58ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間、地目、畑、面積、82,486平米、利用権の設定をする者1人、受ける者6人です。

2段目です。期間が令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間、地目、畑、面積104,706平米、利用権の設定をする者1人、受ける者7人です。

内訳については、59ページを御覧ください。詳細については、60ページから76ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

それでは、利用権設定整理番号1番において、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって5番委員の退出を求めます。

( 5番委員退室 )

#### ○議長

それでは、担当委員の報告をお願いいたします。利用権の設定整理番号1について、3番委員、お願いいたします。

#### ○3番委員

3番です。整理番号1について報告いたします。

4月23日、借り人立会いのもと、推進委員の方と、9時30分、現地調査を実施いたしました。

現地は上之古田漁港手前から、結構狭い農道を入り込んだ場所にありました。

貸し人は、昨年までは、親戚や知人に手伝いをもらって耕作をしていたようですが、もう高齢で作付けが無理だということで、今回、借り人に依頼をしたそうです。

借り人は、認定農業者で農機具等もそろっており、当地区でも信頼される農家です。

また、貸し人とも連絡を取り、確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、これから、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」

の「利用権設定 整理番号1番」の採決をいたします。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の「利用権設定 整理番号1番」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

5番委員入室をお願いします。

( 5番委員入室 )

#### ○議長

それでは、次に同「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、「利用権設定 整理番号1番以外」について、担当委員の報告を順次お願いいたします。

なお、「利用権設定 整理番号2番」及び「所有権移転 整理番号2番」については、推進委員が「利用権設定を受ける者」及び「所有権を受ける者」になっておりますが、推進委員は議決権がありませんので、「議事参与の制限」には当たりません。従ってそのまま議事を続けます。

整理番号2について、10番委員報告をお願いいたします。

#### ○10番委員

10番です。整理番号2について報告いたします。

4月24日、借り人、推進委員、3名立会いのもと、現地確認を行いました。当農地は、カシミヤ橋から数百メートル行ったところにある9反5畝の畑です。畑には既にキビが植付けされておりました。

去年まで別の方が、安納イモを作っておりましたが、返却されたため、借り人に話が入り、契約に至ったとのことです。

農業機械、技術等全く問題ありません。

貸し人にも電話にて確認済みでございます。双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

続きまして所有権移転整理番号1について、1番委員報告をお願いいたします。

#### ○1番委員

1番です。所有権移転の整理番号1につきまして、報告をいたします。

23日8時より、借り人、推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の場所といたしましては、大平地区の安納小学校付近の農地であります。

譲受人につきましては、農業法人であり、大規模な園芸農家であります。譲渡人が、相続で受け継いだ農地であります。鹿児島在住ということで、今回、処分をしたいということで、今回の申請が上がったところです。

現在、バレイショ植付けておりました。申請どおり間違いありません。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。続いて整理番号2について9番委員報告をお願いしま

す。

#### ○9番委員

9番です。整理番号2について報告します。

4月23日、10時より譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は、湊集落の近くの大田浦になります。

譲受人は国上在住の認定農業者で、スナップエンドウ、でん粉イモ等を幅広く作っている方です。機械も技術力も何も問題ないと思います。

譲渡人は、脳梗塞で倒れて農業が出来なくなったので、申請地を買ってくれないかと、相談があり、買うことになったということでした。

申請地には、米を作付けしてありました。

譲渡人の方には、会って確認をとっております。申請書どおり間違えないということでした。

双方確認の結果、許可相当と考えます。よろしく願いいたします。以上です。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。続いて整理番号3について12番委員報告をお願いします。

#### ○12番委員

12番です。整理番号3について報告いたします。

21日午後3時、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は畜産を中心とした、現和校区在住の担い手農家です。

譲渡人は、高齢で農業が出来ないため、甥っ子の譲受人へお願いし、今回の契約となりました。

畑には、牧草を植えるとのことでした。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営、技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人は、家を訪問し、確認を取りました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

無いようですので、これから議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、「利用権設定 整理番号1番以外」の採決をいたします。原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### ○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### ○議長

続きまして日程第7、議案第19号「最適化活動の目標設定について」を議題と

いたします。事務局説明をお願いいたします。

## ○事務局

それでは議案第19号「最適化活動の目標設定について」を説明いたします。77ページを御覧ください。

まず農業委員会等に関する法律、第6条第2項に「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施すること」とあります。そういった中で国が協議をいたしまして、改正農地法、5年後の見直しと、あと人・農地関連施策の見直しを踏まえまして、令和4年2月2日に経営局長通知として、農業委員会による最適活動の推進等について発出されたところでございます。その通知の中で、令和4年度から、毎年度、最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、その実施及び目標達成状況を点検し、その結果を公表するとともに、県知事に報告することになりました。

まず1番目の成果目標の設定でございます。まず農業委員会の目標設定です。

①農地の集積に係る目標です。令和3年度末の西之表市の集積は、890ヘクタールの28.9%です。県からそれぞれの市町村に新規集積面積が示されまして、西之表市は48ヘクタールと設定されました。これをもとに、令和4年度の目標は、集積面積で938ヘクタールの集積率30.5%に設定いたしました。

続きまして、②遊休農地の解消に係る目標です。既存の遊休農地の解消ということで、令和3年度の遊休農地の面積が79ヘクタール、なのでこれを令和4年から8年の5年で解消するということで、5で割って、年間15.8ヘクタールを目標といたしました。

新規発生の遊休農地の解消は、前年度の利用状況調査で新たに判明した、遊休農地の全てを解消して、新たな遊休農地を増やさないということで29ヘクタールを目標としております。

③です。新規参入に係る目標で、新規参入者に対する貸付け等の、同意取得農地面積が、平成28から平成30年度の権利移動面積の平均の1割以上ということで、権利移動面積の平均が52ヘクタールでしたので、その1割の5.2ヘクタールを目標といたしました。

78ページを御覧ください。

次に農業委員等の担当地区ごとの目標設定でございます。ここでいう推進委員等というのは農業委員と農地適正化推進員のことでございます。

これは担当地区ごとに集積状況、遊休農地の状況が異なりますので、今回は大字の面積で振り分けをさせていただきました。

別紙でそれぞれ目標を配付しておりますので、活動記録の106ページから107ページの、目標を、各自、記入していただきたいと思っております。

次に2番の活動目標の設定です。推進委員等が適正化活動を行う月当たりの目標日数を10日といたしました。

これは最適化交付金の実施要領で、10日が基準で評価点が設定されているためでございます。10日未満が1点、10日が2点、11日以上が3点となっております。ただ、これまでわざわざ記録しなかった日常の農地の見回りや、農家への声かけ等も含むということでございますので、活動記録として、とにかく細かいこと

でもいいですので記載していただきたいと思います。

ただ担当地区が自分の住んでいるところと違う方や、自分の圃場がほかの方の担当地区という場合もあります。また農業委員、推進委員に無理を申しまして、なっていた方もいらっしゃるようですが、頑張っていたきたいところがございます。農家と直接会って話をするとかだけでなく、今まで許可をしたところとか、その後ちゃんと利用されているとか、転用許可したところが、申請とは違う利用になっていないかとかの見回りだけでも活動になってきますので、誠に申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、強化活動強化月間の設定ということで3回以上設定することになっております。これは状況調査を除いてということですので、意向調査、個別訪問、人・農地プランの地域の話合いに参加していただくこととなります。戸別訪問は、年金の加入推進の時に農地の話もしていただく形になります。

あと、新規参入相談会への参加ということでございますが、目標は県、市が実施する新規参入相談会に、推進員等が1名以上参加していただくということになります。これは7月頃に熊毛支庁が主催で開催されます「新規就農者を励ます会」に参加していただくこととなります。会長が指導農業士として参加することになることとなりますのでそれで大丈夫かなと考えております。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

非常にややこしい問題でなかなか理解しがたいところもありますけれども、何か皆さんから質疑等ありましたら、お願いします。

#### ○8番委員

8番です。今、説明していただいた中で、項目の1の②の部分で、遊休農地の解消に関わる目標ということで、おおむね5年間で15.8ヘクタール、解消していこうという計画がなされているようであります。

いくら私たち農業委員、推進委員が、遊休農地解消に向けて一生懸命頑張っても、この遊休農地を、開拓して、借りる農家、使う側がいなければ、この遊休農地っていうのはもう、全くと言っていいほど解消が出来ないっていうのが現状だと思ひます。

前年度で29ヘクタールが新たに分かったということで、年々これが増えていく傾向にある現状で、遊休農地をおおむね5年で15ヘクタールですから1年に3ヘクタール、解消していかないといけない。多分、今の状況だったら計画倒れになると思ひています。

それでどういうふうやっていこうかという計画の中で1番大事なのが、農林水産課を含めた行政、JAが、担い手の農家を育成する大規模農家を推奨するとか、そういう事業に絡めていかないと、この遊休農地っていうのが絶対、減らないというふうに思ひています。

事務局としては、この計画について、ただ農業委員会が目標だけ設定をして、農業委員会の推進で、頑張らましようと思ひてらっしゃるのか、それとも行政、JA、県と連携をとって、どういう取り組みをしていこうと思ひているのか、そこら

辺のお考えをお聞かせください。

## ○事務局

はい。今、御質問がありましたが、まず遊休農地の解消についてですが、現状を考えたときに、実際、今、荒れているところを農地に再生する、解消するというのはなかなか厳しいものがあると考えております。

担い手、作ってもら方より農地が増えてきているのが現状でございます。その中で今まで耕作していた方に理由があつて荒れており、利用しやすいところについては、何とか再生は可能かと思ひます。

今ある農地を維持していくということこれから考えていくべきではないかと思ひます。また、今後、担い手の人数が増えていくのもなかなか厳しい状況でございます。今後は農地を仕分していく段階に入ってきていると考えております。

つまり、再生が厳しいところは非農地にしていくべきじゃないかと思ひます。荒れたところを、法人が再生したとしても、法人は、利益が先になりますので、赤字になったらすぐ手を引くという可能性があります。

ここ数年、安納イモを作る方が増えてきたのですが、サツマイモ基腐病で厳しくなつてきています。そういうことでまた荒れてくる状況も出てきております。

遊休農地の解消ですが、その分母を削っていく作業も併せて今後していくべきじゃないかなと考えております。

皆さんも本業がありながら、農業委員活動をしていただいております。

市単独の遊休農地対策事業も、本年度までの予算となつており、290万円の予算を確保しています。手作業で1アール当たり3,000円、機械を使用した場合は1アール当たり5,000円ですが、来年度からは国の事業でやっていただきたいと考えております。

## ○議長

補足します。この前、鹿児島で会があつたのですけれども、今、8番委員から質問があつたこの遊休農地を解消するっていうのは非常に大変なことで、この遊休農地を解消の一つの方法として、今、局長から説明があつたように、畑の条件の悪いところ、例えば、排水が悪い、畑までの進入路の条件が悪い、余りにも狭い土地とか、傾斜地など農地として利用することが著しく困難である場合、または、土壌が悪い、そういう場合は、農地として利用する見込みがないものは除外できるというのが条件の中に入っております。ですからこれが、遊休農地じゃなくてB判定されて、非農地になることによつても解消がされていきます。

西之表の圃場の場合はそういう条件の悪い圃場が多いですので、その辺を、法人に、開墾して何十町歩っていう畑が出来たのですけれども、法人の方がもう手を引いて耕作者がいないような状況になっております。その辺のところも、鑑みて、今の条件の悪いところは、ここで農業委員、推進委員の皆さんで判断をしていただきまして、農地から除外をしていくと、その方法も一つの遊休農地の解消の対策にもなりますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

## ○11番委員

11番です。現和では、全部、認定農家の方が解消しましたが、これは全部農業

委員会が行っている遊休農地解消事業を活用しました。

今年で市の事業が終わるってことですので、次からは国の事業でということですが、国の事業は、手続きが面倒くさいと聞いています。

これは、今後5年以降、解消していけるのか、農業委員が簡単に区分けて、解消事業ができるのかというのが問題です。

希望としては、今までの、農家の方が理解している、30,000円、50,000円のこれができるれば、ものすごく、農業委員とすれば、楽です。

もうこれから先、多分、現和は、市の事業がなくなれば、来年からは、解消してまで畑に再生することはないと思います。

#### ○議長

そうですね。確かに状況によってですけれども広いところを、機械を入れてできるところもありますし、非常に段差の激しいところは解消が非常に厳しいところもあります。

しかし、言うように、遊休農地の解消事業のお金がなくなるってというのは、非常に厳しいところですが、今のところは決定ですか。

#### ○事務局

財政との話で最初始まったときに5年間という形で話しております。今後も要望があるということで、財政と交渉はしていきたいとは思いますが、今のところ、今年度で終わりです。

#### ○議長

要するに、最初の5年ってというのが今年度で終わるってということですね。国からこれだけ遊休農地を解消しなさいってということですので、行政にもお願いをして、農業委員会からはこういう意見だったということで、予算が取れるように来年度に向けて、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

#### ○13番委員

この最適化事業について、5年前の私はそのときの事務局長として、携わってましたので、そこのところからちょっと皆さんにも、説明をして、できることがあればと思って説明をさせていただきたいと思います。

5年前、この農業委員会の大きな法改正があって、そのときに農地利用最適化推進委員が新設されました。その大きな目標が、今回も出ている農地の最適化の利用と、そのために、農業委員、推進委員を増やして、その活動を充実させて、この目標に向かって達成するために活動していただくというのが新しい農業委員会の組織の体制づくりでした。

ですから5年前に、事務局として、新しい農業委員それから推進委員をお願いするときに、大変私たちも苦労しました。その説明をするときに、農業委員に動いていただかないと、国の目標が達成されないってということがありました。そこで、まずは、その頃、西之表市の農地の把握っていうのはほとんどされてなかったの、まずは年に一回の農地パトロールをしっかりとやっていただいて、どれだけ遊休農地があるのか、そこの把握から始めました。

結果、農業委員、推進委員の方たちが動いていただいて、今ほとんどの市の農地は把握されています。今、そこを5年かけてやってきて、そしてさらに、国の目標



というのは高いものでありますので、その目標に向かってやるためには、新たな施策を考えないと、絶対達成は出来ないと思っています。

状況調査の後、所有者に意向調査をします。そうすると、所有者が、「もうそのまま荒らしててください」とか、「中間管理事業を活用します」とか、所有者の意向が来ています。今その結果が調査をした皆さんに農業委員に情報として何も提供されていないので、所有者の意向調査の結果を農業委員、推進委員に、リストを渡して、自分たちがそのリストを見て、地域の担当の人たちが、ここは、作らないと、もう管理も出来ないというような話が、所有者とできれば、さっき言ったように非農地化に、話を進めていくことができます。利用できるもの、要するに使える農地と使えない農地、それから、可能性のある農地の見極めをどこかでやらないと、本当に進まないと思います。

この再生事業は市の単独事業でつけてもらっていますけれども、国の中間管理事業の大きな整備事業があります。今、国上の喜志鹿崎周辺の中間管理事業を活用して整備が出来ないかということで、その1か所だけ、長期振興計画に載せていただいております。でも言われるようになかなか、手続とかそういうのが難しくて、もう2年ぐらい話はしていますが、まだ進んでない状況です。国の中間管理事業はなかなか使い勝手が悪いですけれども、それぐらいの規模でやらないと確かにこの目標達成っていうのは、厳しいと思っています。まず、私たちができるところからっていうのがあったら、こうやって、農業委員も活動しなきゃいけないので、その所有者の意向のリストがありますのでそれを、いただいて、そしてそれに基づいて所有者と話をしていくっていう活動が、少しでも解消につながっていくやり方になっていくというふうには、思います。一つ提案としては、そういうのもあるかなっていうのは思います。

私たちが調査をするばかりで、例えば去年の、この最適化の交付金にももらいました。それから今年も交付金が出ていますが、去年と今年の金額の差は何なのかというところも非常に皆さん疑問に思っていると思います。ですから、この交付金につながった、結果調査の結果っていうのをやっぱり示していただいて、そして、それに基づいて見直しをやっていく。自分たちの活動が足りないのであれば、どんな活動が足りなかったのか、それで、この交付金につながらなかったのかっていうところの説明もしていただかないと、ただ、去年は、あれだけの金額をいただいて、今年はこれじゃあ、「今年は活動しなかったの」っていうことに、中身を知らない人は、そう判断します。交付金だけを見ると、それは、今年、去年の活動と、その前の活動というのは、皆さん変わってないと思います。なので、調査の結果と、そして交付金は、対処をして、どうなったから全体的にこういう交付金の数字になりましたっていうようなところを、教えていただきたい。そして、反省をして足りないところは、また、見直しをしながら新たな活動をしていくっていうのをやらないと、この目標達成は厳しいし、どうやって自分たちが活動したらいいのかというのを私も、これを見て非常に不安に思っているところです。皆さんも、どうでしょうか。

## ○12番委員

12番です。13番に賛成です。農業委員も畑の資料をいただければ、それに沿

って動きます。だから、1件1件渡されても、何をしゃべるかという、ただの日常的な相談になってしまう。そういう資料があれば、話をしやすいです。資料ただけ、大変助かります。

#### ○議長

つづりがなかったかな。たしかその結果のつづりが、去年かいつかもらったのではないかな。確か一人一人にそれはあったと思う。

#### ○農地適正化推進委員

続いていいですか。今、13番委員が言ったように、その交付金が去年も今年も活動はほとんど同じで、国からの補助金というのがこれだけの差が出たっていうのはどうしてかっていうのを説明してください。根本的に何でこんな差が出たかっていうところを教えてください。

#### ○事務局

その他で説明する予定だったのですが、3月末に皆さんに3年度分を振り込んでおります。2年度に比べてかなり低かったのは、何故かなと疑問に思っていると思います。

この最適化交付金についてなんですが、これは、活動実績と成果実績の合計で、計算しております。活動実績は少し減りましたが、成果実績が10分の1ぐらいになっております。

この成果実績というのは、農地集積と遊休農地の発生防止解消から算出、しております。農地集積は、単年度集積基準面積の46.2ヘクタールに対する達成度を評価しております。集積面積が、3年度は24ヘクタールで、達成度が51.9%でしたので、評価点が2点でございました。

2年度は、集積面積は50.4ヘクタールで、達成度が109.1%で評価点が7点でございました。

遊休農地の発生防止解消のほうは、単年度解消目標が、0.1ヘクタールに対する達成度評価いたします。

3年度は、解消面積が、マイナス10.6ヘクタールで、減るんじゃなくて増えております。達成度が40%未満でしたので評価点が0点でございました。

2年度は解消面積が20.1ヘクタールでございましたので、達成度が138.9%で、評価点が13点ということで、3年度は、評価点が合計して、2点でございました。2年度が、合計で20点でございましてこの差が交付金の差になっております。2年度が合計で1,200万円ほど交付金いただいておりますが、3年度はちょっと200万円ほどになっております。

これを委員の人数で割ったということで、この前交付していただいた金額になっております。活動実績はほぼ変わっていないのですが、成果実績、これ特に遊休農地については、

1年で一気に解消してしまえば次の年は残った遊休農地を解消していくことは、厳しく、なかなか伸びなかったのではないかとこのところでは、あと集積面積については、

2年度については、基腐病の関係で補助金申請があつて、その際、農業委員会の手続きが必要条件となっており、手続きをしてない方が手続きをして、面積が増え

たのかなと思います。2年度はそういう形で、両方増えたので、金額がかなり大きくなったということでございます。国のほうから結局、

年によって、今回西之表が対象だったんですが、交付金の額が、かなり差がある市町村が出てきたということで、4年度からは成果実績、結果が出ないと、やらないよっていうのではなくて、今度は皆さんが活動した部分に対しての交付金を、多く交付しますと要綱が見直されています。3年度は、金額がかなり低かったということですいませんけれども、御理解していただければと思います。

#### ○議長

ほかに。

本当に厳しい数字だと思います。今度はさらに、前年度の調査で判明した遊休農地29ヘクタールというのがこれに上乘せされてくるわけですので、非常に大きな数字に、なりますけれども、使える農地を使うと、もう使えない農地は、諦めてそれなりの扱いをしていくことが実績にもつながっていくかと思っておりますので、その辺のところ委員の皆様大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

#### ○12番委員

1人1人の面積の割当てが、目標はみんな一律なのか。

#### ○事務局

本来、面積とか、そこの担い手の数とかで、それぞれ委員の担当地区で状況が異なります。それを反映しての算出が出来ませんので、今回は、大字の農地面積でそこに何人、委員、推進委員がいるかということで、大字の農地面積を人数で割って算出しています。大字が同じ人は、同じ面積の目標数値になっています。

西之表字の方は、西之表、上西、下西の方は、同じ目標面積となっております。また、初年度なので、目標が妥当なのかが分かりません。今後、実績が上がってくれば、実態に応じての目標を設定していけると思います。

6月には目標を全国で公表しなければならず、国も急いでいます。さらに目標設定には、総会の承認が必要ということです。

今回はそういうことで目標を設定しております。

#### ○12番委員

他の校区の畑を所有者の関連で頼まれることがあります。それに関しては、担当地区は当然やるけども、担当外は担当に聞いてくれと言った方がいいのですか。

#### ○議長

担当区域以外のところはどうか対応するかということですよ。

#### ○事務局

せっかく相談してきた方に「担当地区が違うから」と断るのは冷たいと思いますので、相談を受けていただいてその後、担当の委員に見ていただきたいと思っております。

#### ○議長

逆バージョンもあるかと思っております。ほかに。

#### ○農地適正化推進委員

農業委員会では認められていないのかもしれませんが、現在ヤミ小作で、農業委員会通さないで、耕作している農地がありますけれども、それは評価には全く値しない

のでしょうか。

要するに、この項目でいきますと、新規に遊休農地にならないように、我々こういう役員をしている以上、作らない畑が出てきたら、お金なり、物品なりで、できる限りは耕作してきています。

ですが、ヤミ小作は農業委員会認められていないので、こういう報告は全然してないのですが、それをもうやめなさいということになると、新規に遊休農地になるのは、ものすごく出てくるとおもいます。今現在遊休農地になっているのではなくて、今からなるのがものすごく出てくるとおもいます。だからそういうのは、どこに、どうやって報告したらいいのでしょうか。

#### ○議長

これは、農業委員会を通じて貸し借りをしていただけなければなりません。物納でも何でも構いませんので、田んぼをつくったら、米1俵など物納で全然問題ありません。できるだけ、農業委員会を通してやっていただけたら数字も上がってくる、遊休農地の発生防止にもつながるといことですので、その辺は、別にお金を払わないと出来ないということではありません。使用貸借で、お金が発生しなくても全然構いませんので、そういう条件で貸し借りが出来ますので、委員自らができるだけそうしなければならぬと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○7番委員

出せない、出てこない農地があります。出てくる農地は、相続未登記で最低でも相続人の6割以上の分の同意が取れたものです。

表に出てこないヤミ小作の分も相談に乗っていますが、我々はヤミ小作の活動は認めてもらえない。

他にいっぱいヤミでやっているのがあるから、そういう「名義も変わっていない、印鑑ももらえない、そういう農地がどうにかならないか」ということです。

#### ○事務局

立場上、「いいですよ」とは言えません。実際直接関わってくるのが、いろいろ補助金とか、認定農家とかの申請で、耕作面積を確認するときは、何を基にするかという、農家台帳を基にするのが、国の方針でございます。そこに載っていないものについては、耕作面積として計上できないので、面積が少ないけどこれだけの圃場が必要なのかとかそういう話になってきます。認定農家の審査会とかでは実際作っている面積を記載しているので、そこで台帳と差がありますが、実態で申請する形でやっております。実際、相続未登記の農地など、「荒らすよりは、ヤミでつくったほうがいいだろう」という考えはありますけれども、そこはこちらの立場としても、手続してくださいとしか言えませんので、御理解いただきたいと思います。

#### ○議長

補足をします。もう全くおっしゃるとおりで、私のところも、名義が変わっていないために、農業委員会を通さないで、耕作しているところがあります。私が作らなかつたら、もう荒れてしまうのは分かり切っていますので、耕作しています。

会長・事務局長会議のときに、ずっと要請はしています。「名義が変わってないところは、ヤミ小作で何とか出来ないか」というのをずっと言ってきて、今、相続人の過半数が、同意をしたらできるところまでは、緩和されてきています。昔は

駄目でしたけれども、だんだん緩和されてきています。だから、要望、要請を引き続きしていくことによって、さらに緩和されていくのではないかなと思います。

ヤミ小作をしないと、畑も田んぼも荒れていくっていうのは全くおっしゃるとおりです。荒れないように頑張ってください、いつか、公にできる日が来るように、事務局も努力をしてくれると思いますので、ぜひ頑張って耕作をしてください。

ほかに。

#### ○7番委員

我々が中に入った分は分かるけど、そうで無い場合は分からないので、たくさんあると思います。

#### ○議長

何かあったときに、農業委員会が、仲介に入れないうところがあります。

#### ○7番委員

これまでいろいろ事情や経過があるとは思いますが、例えばヤミ小作台帳みたいなものは作れないのですか。

#### ○議長

人・農地プランの中では、ヤミ小作の分も入っています。これは誰が作っているっていうのは、農業委員会としてそういう台帳を作れるものなのかどうなのか、事務局どんなもんですか。

#### ○8番委員

基本的に考えて、多分それはもう作れないと思います。なぜかという私たちも皆さん御存じの通りもバッジをつけているから、準公務員的な、国からの補助をいただいております。まず、国民の税金で、その中で、そのヤミ小作とか、国としては、主体の目的は、畑を誰が持って誰が借りていて、その畑を明確にすることによって、市が去年からやっていますけど、家屋調査、税を平等にしようということをやっています。この農地もその平等に、明確にして税金ですけれどもそこを徴収するわけですよ。そこに、そのヤミ小作的な名義も変わらない、分からないというところに、そこに私たちがもらっている活動費、国のお金をそこで、それにも使っているよとは公には出来ないというところもあると思います。だから、農業委員会とすれば本当は遊休農地解消の中にそこを、拾い出して、チェックはしていったほうがいいんでしょうけど、準公務員的な農業委員がヤミ小作に加担をしていいのか、それも行政的なところもあると思いますけれども、そこは事務局どうでしょう。

#### ○事務局

そうですね～

#### ○議長

ただ、事務局は答えられないと思います。はっきり言うとこれは法律ですので、今日言ったから明日っていうことは出来ませんが、だんだんだんだん緩和されてきています。その過半が、同意をすれば、貸し借りができるっていうことになったのも、5年以上の検討があって初めて緩和策が出てきております。だから、ずっと要請はしていきますので、もうちょっと緩和されるのかなあということは思い

ますので、皆さんどうか遊休農地にならないように、荒れないように、ぜひ、大変ですけれども、頑張ってくださいと思います。

#### ○9番委員

本当に単純な、問題なのですが、遊休農地が減って、非農地っていうかB判定のところが増えていくのは何も問題ないのですかね。

私たちのところはそういうところばかりで、去年の調査のときも、B判定はあんまりだからA判定にしなさいって甘く甘くって、そういう感じで見ました。

みんなこれは機械が入ったら、A判定ですよって言われ、ほとんどもうB判定のところも、ほとんどA判定に変えてしまった部分もあるんですけど、そういうところがどんだんだんだん増えていく、小さいところが多いから、地主さんに聞いても畑の所有者に聞いても、貸し借りはしない、荒らしていくって言って、ご先祖さんからもらった土地だから売ることも出来ず、どうしても人に貸さずに荒らしていくよっていうところがすごく多くて、そういうところもどんだんだんだん、遊休農地になって、もう先ではもうそうやって作れなくなっていくというところがたくさん出てくるんですけど、それでも構わないのですかね。

#### ○議長

だから、使える農地は、使っていただかないと困ります。ただ、「使えない農地は使えないなりの判定をしていってもらわないと」ということです。だから、使える農地であれば、やっぱり耕して耕作をしてもらいたいし、ただ、人にも貸さなくて作らないっていうのは、もう完全に荒れていくということです。

その辺は、委員さんに頑張ってくださいということです。

で、一応、目標を設定ということですので、この設定についての採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### ○8番委員

目標設定をするだけでなく、それを達成するために今後どういう方法で活動をしていくか示してもらわないと賛成はできません。

#### ○議長

そうですね。今皆さんから質問があったように、要するに遊休農地がB判定になった場合はこれから除外される。特に畑として非常に条件の悪い場合、除外の対象になりますので、その辺のところも踏まえて、活動をしていただきたいと思います。大変でしょうけれども、また見直してというのはなかなかでしょうけれども、途中で事務局ともいろいろ相談をしながら、やっていければと思います。

それでは、採決をいたします。よろしいでしょうか。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙手なし )

#### ○議長

挙手がないということで、みんなは不賛成ということですか。

承認出来ませんということですがそれでも事務局どうしますか。

#### ○事務局

はいちょっと、考えてまた来月、お願いしたいと思います。

#### ○議長

そうですね今、突然降ってわいたような数字でもありますし、皆さん戸惑いもあるかと思います。また、数字的なことも、今日の質問のあったことも考えながら、来月の定例総会に出てくるということです。また、事務局もいろいろと、そういう目標というのは、これは国から来た数字ですのでちょっと変えられないっていうところはありますけれども、ただ、解消するためにどうしたらいいかっていうことも、お互いに考えて来月の定例総会に臨みたいと思いますがよろしいでしょうか。  
( 全員賛同の声 )

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

7 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

8 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印